

同意書

以下に掲げる項目をご確認しご同意の上お申してください。

原則 長野びんずるは大人・子どもが心から楽しむ祭りです。踊り・立ち居振る舞いを通じて、子どもたちの模範となるよう良識的な行動をします。

第一 連長は、事前に登録した人数、申込諸注意を厳守します。踊り開始前・踊り中を問わず、明らかな人数の過少登録など虚偽申告が発覚した場合や事前配布された参加証の未着用を確認した場合は、進行の妨げとならぬよう直ちに退場致します。

第二 連長は連の監督・管理、副連長は、連の進行に対して責任を持ち、第55回長野びんずる実行委員会（以下「実行委員会」とする）が定める列間、連間を守り、他連の迷惑とならないようにします。また、明らかな迷惑行為や実行委員会から注意があったにもかかわらず改めなかった場合に関しては、即時に踊りを中止し、進行の妨げとならないように退場致します。

第三 第55回長野びんずるに参加するにあたっては、令和7年7月16日（水）に行われる参加連説明会に連の責任者1名以上が必ず出席し、説明事項及び決定事項を遵守します。

第四 連で出したゴミ及び、踊りスペース周辺のゴミに関しては、指示に従い収集し清掃に協力致します。翌日の早朝清掃には必ず2名以上参加し、不参加の場合は清掃代行料として5,000円を支払います。

第五 踊り中の飲酒・喫煙は致しません。未成年の飲酒、喫煙は致しません。連長はこのことを連内に周知徹底致します。他人や地域に迷惑を掛けるなどして注意を受けた際には、即時に退場致します。

第六 連内または連間に於けるトラブルに関して、連内及び連間で解決するものとして、実行委員会並びに商店街等の地域で組織される当祭り以外の実行委員会にも一切の責任は問いません。

第七 第55回長野びんずる開催期間中における事故・けが・盗難等に於いて、実行委員会並びに商店街等の地域で組織される当祭り以外の実行委員会にも損害賠償等の一切の責任は追及致しません。

第八 事故・喧嘩などの理由で救急車要請があった場合、祭り自体を即刻中止せざるを得なくなる可能性があること、また内容によっては翌年以降の祭り開催ができなくなる可能性があることに注意し、連長は連参加者にそのことを周知徹底致します。

第九 第55回長野びんずる期間中に撮影された映像、写真においての出版物、広告制作物、その他、あらゆる用途に使用される事を承諾し、肖像権を譲渡します。

第十 実行委員会の判断により、諸トラブルに関して警察への通報が必要となった場合、現場より本部、本部より所轄の警察に事態解決の依頼をする事とし、処遇に関する一切の判断を警察に委ねる事に関して、異議申立ては致しません。又、警察からの如何なる指示にも速やかに従います。

第十一 暴力団または関係団体ではないことを表明致します。また、刺青、タトゥーを露出させません。上記の違反が発覚した場合は、即時に踊りを中止し、進行の妨げとならないように退場致します。

第十二 連の進行については、連間、各所にいる誘導員の指示に必ず従い、事務局指定の隊列、及び踊り方を守ります。また連の進行を妨げる行為があった場合は即刻踊りを中止し退場致します。

第十三 上記の事項を遵守することとし、違反があった場合には、スタッフの指示に従い退場となること、また第55回以降の長野びんずるに連として参加出場を停止されることに異議を申し立てません。